

建設事業者の皆様へ

## 建設工事等に係る「汚水」の排出を規制しています

平成13年4月1日から、これまでの「東京都公害防止条例」にかわり「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「条例」という）が施行されました。

条例第123条において建設工事等に係る遵守事項が規定されるとともに、建設工事により発生する汚水についても、基準が適用されています(条例第125条)。これは、建設工事に伴う汚水による魚の浮上事故等を防止するためのものです。

事業者の皆様におかれましては、次のことに留意され、汚水を公共用水域に排出しないようお願いします。

### 1 建設工事等に伴い発生する汚水の基準（規則別表第15（第61条関係））

項 目	基 準
1 外 観	異常な着色又は発泡が認められないこと
2 水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下
3 浮遊物質	120ミリグラム／リットル
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5ミリグラム／リットル

2 基準を超える汚水が発生する場合は、沈殿槽等を設置し、基準に適合するように処理してください。

3 基準に適合しない汚水を公共用水域に排出し、生活環境に影響を及ぼした場合は、罰則が適用されることがあります。(条例第158条)

このことについてご不明のことは、下記までお問い合わせください。

〔区部〕	〔多摩部〕
環境局自然環境部水環境課河川水質係	多摩環境事務所環境改善課水質係
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 (東京都庁第二庁舎9階南側)	〒190-0022 立川市錦町4-6-3
電 話 03-5388-3494 (直通) 都庁代表 03-5321-1111 (内線)42-657	電 話 042-523-3171 (代) (内線) 5544
FAX 03-5388-1379	FAX 042-522-9511